

香川県特定歴史公文書等の利用等に関する規則をここに公布する。  
平成26年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

## 香川県規則第37号

香川県特定歴史公文書等の利用等に関する規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、香川県公文書等の管理に関する条例（平成25年香川県条例第5号。以下「条例」という。）の規定に基づき、特定歴史公文書等の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(特定歴史公文書等の指定)

第3条 知事は、法人その他の団体（県を除く。）又は個人から文書の寄贈又は寄託があった場合において、当該文書が歴史公文書等に該当し、かつ、公文書に類するものと認めるときは、当該文書を特定歴史公文書等として指定するものとする。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該特定歴史公文書等の名称を公表するものとする。

(目録の作成及び公表)

第4条 条例第12条第4項の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項は、次に掲げる事項（条例第13条第1項第1号アからウまでに掲げる情報又は同項第2号の制限若しくは同項第3号の条件に係る情報に該当するものを除く。）とする。

(1) 分類

(2) 文書番号

(3) 名称

(4) 移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期

(5) 記録媒体の種別

(6) その他特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項

2 知事は、条例第12条第4項の目録について、香川県立文書館に備えて一般の閲覧に供する方法等により公表しなければならない。

(本人であることを示す書類)

第5条 条例第14条の利用請求をしようとする者は、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、旅券その他これらに類する書類で知事が適当と認めるものを提示し、又は提出しなければならない。

(特定歴史公文書等利用請求書)

第6条 条例第16条第1項に規定する請求書は、特定歴史公文書等利用請求書（第1号様式）によるものとする。

(特定歴史公文書等利用決定通知書等)

第7条 条例第17条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面により行うものとする。ただし、特定歴史公文書等利用請求書が提出された日に第1号に掲げる決定をした場合において、その日に当該決定に係る特定歴史公文書等の利用をさせるときは、口頭により行うことができる。

(1) 特定歴史公文書等の全部を利用させる旨の決定 特定歴史公文書等利用決定通知書（第2号様式）

(2) 特定歴史公文書等の一部を利用させる旨の決定 特定歴史公文書等一部利用決定通知書（第3号様式）

2 条例第17条第2項の規定による通知は、特定歴史公文書等利用制限決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(特定歴史公文書等利用決定等期間延長通知書)

第8条 条例第18条第2項の規定による通知は、特定歴史公文書等利用決定等期間延長通知書(第5号様式)により行うものとする。

(特定歴史公文書等利用決定等期間特例延長通知書)

第9条 条例第19条の規定による通知は、特定歴史公文書等利用決定等期間特例延長通知書(第6号様式)により行うものとする。

(特定歴史公文書等の利用に係る意見照会書等)

第10条 条例第20条第1項の規定による通知は特定歴史公文書等の利用に係る意見照会書(第7号様式)により、同条第2項の規定による通知は特定歴史公文書等の利用に係る意見照会書(第8号様式)により、同条第3項の規定による通知は特定歴史公文書等の利用に係る意見照会書(第9号様式)により行うものとする。

2 条例第20条第1項及び第2項の意見書は特定歴史公文書等の利用に係る意見書(第10号様式)に、同条第3項の意見書は特定歴史公文書等の利用に係る意見書(第11号様式)によるものとする。

3 条例第20条第4項(条例第25条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、特定歴史公文書等利用決定通知書(第12号様式)により行うものとする。

(利用の方法等)

第11条 第7条第1項の通知を受けたものは、知事が指定する日時及び場所において、当該通知に係る特定歴史公文書等の利用を行わなければならない。

2 知事は、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあつては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、マイクロフィルム又は複製物を閲覧させる方法により、これを利用させるものとする。

3 知事は、特定歴史公文書等の利用を閲覧又は視聴の方法により行うものが、当該特定歴史公文書等を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該特定歴史公文書等の閲覧又は視聴を停止させ、又は中止することができる。

4 条例第21条の規定により写しの交付を行うときの交付部数は、1件の利用請求につき、1部とする。

5 条例別表の1の項の規則で定める方法は、光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。)に複写したものの1部の交付とする。

(費用)

第12条 条例第22条(条例第26条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 条例第22条に規定する写しの作成及び交付に要する費用は、前納とする。

(特定歴史公文書等の廃棄)

第13条 条例第28条の規定による廃棄は、著しい劣化によりその判読及び修復が困難となったため利用できなくなったことその他の事情により歴史資料として重要でなくなったと認められる特定歴史公文書等について、行うことができる。

2 知事は、前項の規定により廃棄される特定歴史公文書等について、その廃棄に関する記録を作成するものとする。

(特定歴史公文書等に関する権限の委任)

第14条 条例及びこの規則の規定に基づく特定歴史公文書等に関する知事の権限(条例第2条第4項第3号、第23条、第24条及び第29条並びに第3条に規定するものを除く。)は、香川県立文書館の館長に委任する。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、特定歴史公文書等の利用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第3項の規定により特定歴史公文書等とみなされる歴史公文書等については、第4条第1項第4号の規定は、適用しない。  
(香川県立文書館規則の一部改正)
- 3 香川県立文書館規則(平成6年香川県規則第10号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>特定歴史公文書等(香川県公文書等の管理に関する条例(平成25年香川県条例第5号。以下「公文書等管理条例」という。)第2条第4項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。)</u>をはじめとする、歴史資料として重要な公文書、古文書その他の記録(以下「文書等」という。)を収集し、及び保存し、並びに閲覧、展示その他の利用に供すること。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) <u>公文書等管理条例第2条第2項に規定する行政文書の管理を行うこと。</u></p> <p>(文書館利用証)</p> <p>第7条 <u>文書等を利用しようとする者又は行政資料の貸出しを受けようとする者は、文書館利用証交付申請書(第1号様式)を館長に提出し、文書館利用証(第2号様式。以下「利用証」という。)の交付を受けなければならない。この場合において、館長は、申請者の氏名及び住所を確認することができるものの提示を求めることができる。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>(特定歴史公文書等の利用)</p> <p>第7条の2 <u>公文書等管理条例第15条各号に掲げるものによる特定歴史公文書等の利用については、この規則に定めるもののほか、香川県特定歴史公文書等の利用等に関する規則(平成26年香川県規則第37号)の定めるところによる。</u></p> <p>(文書等の閲覧)</p> <p>第8条 <u>文書等(特定歴史公文書等を除く。第14条を除き、以下同じ。)</u>の</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 文書館は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 歴史資料として重要な公文書、古文書その他の記録(以下「文書等」という。)を収集し、及び保存し、並びに閲覧、展示その他の利用に供すること。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) <u>現用の公文書の管理を行うこと。</u></p> <p>(文書館利用証)</p> <p>第7条 <u>文書等を閲覧しようとする者又は行政資料の貸出しを受けようとする者は、文書館利用証交付申請書(第1号様式)を館長に提出し、文書館利用証(第2号様式。以下「利用証」という。)の交付を受けなければならない。この場合において、館長は、申請者の氏名及び住所を確認することができるものの提示を求めることができる。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>(文書等の閲覧)</p> <p>第8条 文書等の閲覧の請求は、館長に対し、文書等閲覧請求票(第3号様</p>

閲覧の請求は、館長に対し、文書等閲覧請求票（第3号様式）を提出し、及び利用証を提示することにより行わなければならない。

2・3 略

（利用の許可を要する施設）

第13条の2 文書館のうち香川県立文書館条例（平成5年香川県条例第35号）第3条の許可を受けなければならない施設は、視聴覚ホール及び会議室（以下「視聴覚ホール等」という。）とする。

（視聴覚ホール等の利用の許可）

第14条 香川県立文書館条例第3条前段の規定による利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、視聴覚ホール等利用許可申請書（第7号様式）を館長に提出しなければならない。

2・3 略

（視聴覚ホール等の利用の許可の変更）

第15条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、香川県立文書館条例第3条後段の規定による変更の許可（以下「変更許可」という。）を受けようとするときは、視聴覚ホール等利用許可変更申請書（第8号様式）を館長に提出しなければならない。

2 略

式）を提出し、及び利用証を提示することにより行わなければならない。

2・3 略

（利用の許可を要する施設）

第13条の2 文書館のうち香川県立文書館条例（平成5年香川県条例第35号。以下「条例」という。）第3条の許可を受けなければならない施設は、視聴覚ホール及び会議室（以下「視聴覚ホール等」という。）とする。

（視聴覚ホール等の利用の許可）

第14条 条例第3条前段の規定による利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、視聴覚ホール等利用許可申請書（第7号様式）を館長に提出しなければならない。

2・3 略

（視聴覚ホール等の利用の許可の変更）

第15条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例第3条後段の規定による変更の許可（以下「変更許可」という。）を受けようとするときは、視聴覚ホール等利用許可変更申請書（第8号様式）を館長に提出しなければならない。

2 略

別表（第12条関係）

区 分	金 額
1 文書、写真、図画等の写し又は電磁的記録を紙その他これに類するものに印字し、若しくは 印画したものの写し（以下これらを「写し」という。）がカラー以外のものであるとき。	1枚につき10円
2 写しがカラーである場合で当該写しの大きさが日本工業規格A列3番であるとき。	1枚につき80円
3 写しがカラーである場合で当該写しの大きさが日本工業規格A列3番未満であるとき。	1枚につき50円
4 第11条第5項に規定する複写したものである場合	1枚につき300円

備考 用紙の両面に印刷された文書、写真、図画等については、片面を1枚として算出する。

特定歴史公文書等利用請求書

年 月 日

香川県立文書館長 殿

請求者 住 所

（〒 ）

氏 名

（団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） —

利用証番号	
-------	--

香川県公文書等の管理に関する条例第15条の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の利用を請求します。

利用に係る特定 歴史公文書等	文書番号	目録に記載された特定歴史公文書等の名称
利用の方法 の 区 分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付） <input type="checkbox"/> 電磁的記録を複写したものの交付（ <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付）	
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 県の区域内に住所を有する個人 <input type="checkbox"/> 県の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び個人 県の区域内の事務所又は事業所の名称及び所在地 { }	
	<input type="checkbox"/> 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者 勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地 { }	
	<input type="checkbox"/> 県の区域内の学校に在学する者 在学する学校の名称及び所在地 { }	
	<input type="checkbox"/> 県の機関が行う事務又は事業に関し利害関係を有するもの 利害関係の内容 { }	
備 考		

※受付年月日	年 月 日
--------	-------

- 注 1 □については、該当するものに「」を記入してください。  
 2 ※欄は、記入しないでください。  
 3 記載に不備があるときは、香川県公文書等の管理に関する条例第16条第2項の規定により補正を求めることがあります。

特定歴史公文書等利用決定通知書

年 月 日

様

香川県立文書館長



年 月 日付けで利用請求のありました特定歴史公文書等の利用については、次のとおりその全部を利用に供することと決定しましたので、香川県公文書等の管理に関する条例第17条第1項の規定により通知します。

利用請求に係る 特定歴史公文書等	文書番号	特定歴史公文書等の名称		
特定歴史公文書等の 利用の日時及び場所	日時	年 月 日 ( )	午前 午後	時 分
	場所	香川県立文書館		
連絡先	電話番号 ( ) —			
備考				

- 注 1 特定歴史公文書等の利用の日時に都合の悪いときは、あらかじめ上記連絡先に連絡してください。
- 2 特定歴史公文書等を利用する際には、この通知書を提示してください。
- 3 この処分に対し香川県公文書等の管理に関する条例第20条第1項又は第2項に規定する第三者から不服申立てがあったとき等には、行政不服審査法の規定により利用が停止される場合がありますので、御了承ください。

特定歴史公文書等一部利用決定通知書

年 月 日

様

香川県立文書館長

印

年 月 日付けで利用請求のありました特定歴史公文書等の利用については、次のとおりその一部を利用に供することと決定しましたので、香川県公文書等の管理に関する条例第17条第1項の規定により通知します。

利用請求に係る 特定歴史公文書等	文書番号		特定歴史公文書等の名称			
特定歴史公文書等の 利用の日時及び場所	日時	年 月 日 ( )		午前	時	分
	場所	香川県立文書館				
利用に供しない部分						
利用に供しない理由						
連絡先	電話番号 ( ) —					
備考						

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

注 1 特定歴史公文書等の利用の日時に都合の悪いときは、あらかじめ上記連絡先に連絡してください。

2 特定歴史公文書等を利用する際には、この通知書を提示してください。

3 この処分に対し香川県公文書等の管理に関する条例第20条第1項又は第2項に規定する第三者から不服申立てがあったとき等には、行政不服審査法の規定により利用が停止される場合がありますので、御了承ください。

特定歴史公文書等利用制限決定通知書

年 月 日

様

香川県立文書館長

印

年 月 日付けで利用請求のありました特定歴史公文書等については、次のとおりその全部を利用に供しないことと決定しましたので、香川県公文書等の管理に関する条例第17条第2項の規定により通知します。

	文書番号	特定歴史公文書等の名称
利用請求に係る 特定歴史公文書等		
利用に供しない理由		
連絡先	電話番号（ ） —	
備考		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。



特定歴史公文書等利用決定等期間延長通知書

年 月 日

様

香川県立文書館長



年 月 日付けの特定歴史公文書等の利用請求については、次のとおり利用決定等の期間を延長しましたので、香川県公文書等の管理に関する条例第18条第2項の規定により通知します。

利用請求に係る 特定歴史公文書等	文書番号	特定歴史公文書等の名称
決定期間の満了日	年 月 日（ ）	
延長後の決定期間満了日	年 月 日（ ）	
延長の理由		
連絡先	電話番号（ ） —	
備考		

特定歴史公文書等利用決定等期間特例延長通知書

年 月 日

様

香川県立文書館長



年 月 日付けの特定歴史公文書等の利用請求については、香川県公文書等の管理に関する条例第19条の規定を適用し、次のとおり利用決定等の期間を延長しましたので、同条の規定により通知します。

	文書番号	特定歴史公文書等の名称
利用請求に係る特定歴史公文書等		
決定期間の満了日	年 月 日（ ）	
特定歴史公文書等のうちの相当の部分について利用決定等をする期限	年 月 日（ ）	
上記の期間内に利用決定等をする部分		
香川県公文書等の管理に関する条例第19条の規定を適用する理由		
残りの特定歴史公文書等について利用決定等をする期限	年 月 日（ ）	
連絡先	電話番号（ ） —	
備考		

特定歴史公文書等の利用に係る意見照会書

年 月 日

様

香川県立文書館長



年 月 日付けであなた（貴 ）に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用請求がありましたので、香川県公文書等の管理に関する条例第20条第1項の規定により通知します。

利用請求に係る特定 歴史公文書等の名称	
文 書 番 号	
特定歴史公文書等に 記録されているあな たの情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日（ ）
意見書の提出先	電話番号（ ） —
備 考	

注 別紙「特定歴史公文書等の利用に係る意見書」は、提出期限までに返送してください。

特定歴史公文書等の利用に係る意見照会書

年 月 日

様

香川県立文書館長



年 月 日付けであなた（貴 ）に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用請求がありましたので、香川県公文書等の管理に関する条例第20条第2項の規定により通知します。

利用請求に係る特定 歴史公文書等の名称	
文 書 番 号	
特定歴史公文書等に 記録されているあなた の情報の内容	
香川県公文書等の 管理に関する条例 第20条第2項の規定 を適用する理由	
意見書の提出期限	年 月 日（ ）
意見書の提出先	電話番号（ ） —
備 考	

注 別紙「特定歴史公文書等の利用に係る意見書」は、提出期限までに返送してください。

特定歴史公文書等の利用に係る意見照会書

年 月 日

（移管元行政機関の長） 殿

香川県立文書館長

印

貴機関が香川県公文書等の管理に関する条例第13条第1項第1号ウに該当するものとして同条例第8条第4項の規定により意見を付して移管した特定歴史公文書等について、

年 月 日付で利用請求がありましたので、同条例第20条第3項の規定により通知します。

利用請求に係る特定 歴史公文書等の名称	
文 書 番 号	
特定歴史公文書等に 記録されている貴機関 に関する情報の内容	
香川県公文書等の 管理に関する条例 第20条第3項の規 定を適用する理由	
意見書の提出期限	年 月 日（ ）
意見書の提出先	電話番号（ ） —
備 考	

注 別紙「特定歴史公文書等の利用に係る意見書」は、提出期限までに返送してください。

特定歴史公文書等の利用に係る意見書

年 月 日

香川県立文書館長 殿

住 所

氏 名

（団体にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けて照会のあつたことについて、次のとおり回答します。

利用請求に係る 特定歴史公文書 等の名称		
文 書 番 号		
利用決定に対する 支障の有無	有	無
意 見	<p>1 特定歴史公文書等の利用により支障がある部分</p> <p>2 特定歴史公文書等の利用により支障がある理由</p>	
連 絡 先	電話番号（ ） —	

特定歴史公文書等の利用に係る意見書

年 月 日

香川県立文書館長 殿

（移管元行政機関の長）

年 月 日付けで照会のあったことについて、次のとおり回答します。

利用請求に係る 特定歴史公文書 等の名称		
文書番号		
利用決定に係る 意見の有無	有	無
意見	<p>1 特定歴史公文書等の利用に関して意見がある部分</p> <p>2 特定歴史公文書等の利用に関する意見の具体的内容</p>	
連絡先	電話番号（ ） —	

特定歴史公文書等利用決定通知書

年 月 日

様

香川県立文書館長

印

年 月 日付けで照会しました特定歴史公文書等の利用については、次のとおりその全部（一部）を利用に供することと決定しましたので、香川県公文書等の管理に関する条例第20条第4項（条例第25条において準用する第20条第4項）の規定により通知します。

	文書番号	特定歴史公文書等の名称
利用請求に係る特定歴史公文書等		
利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されているあなた（貴団体）の情報内容		
利用に供する日	年 月 日（ ）	
利用に供することを決定した処分	年 月 日付け 第 号	
利用に供することとした理由		
連絡先	電話番号（ ） —	
備考		